

THP

トータル・ヘルスプロモーション・プラン

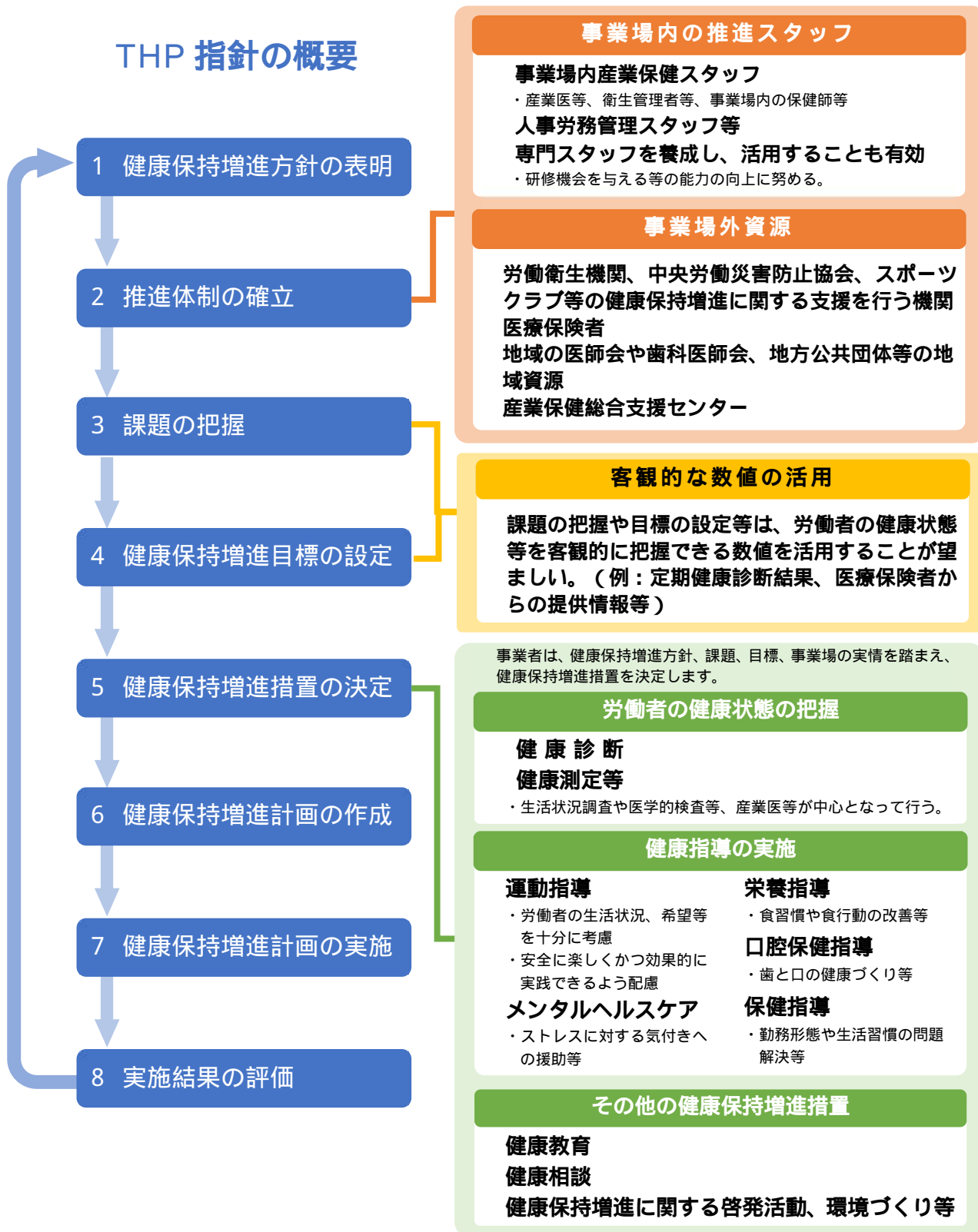
に取り組みましょう

～ THP 指針（事業場における労働者の健康保持増進のための指針）が改正されました～

令和 4 年 1 月 愛知労働局

労働安全衛生法第 69 条に基づき、事業者は、労働者に対する健康教育等の健康保持増進措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めることとされています。その適切かつ有効な実施のために示されたのが、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP 指針）です。

THP 指針の概要



Q1 . THP とはどのようなものですか？

- THP (Total Health promotion Plan) とは、「心とからだの健康づくり」をスローガンとする、働く人を対象とした健康保持増進措置のことです。
- 労働安全衛生法第 69 条では、事業者の努力義務として、労働者の健康保持増進措置に継続的かつ計画的に取り組むことを定めており、労働者もそれらを利用して健康保持増進に努めることとしています。また、その適切かつ有効な実施のために、労働安全衛生法第 70 条の 2 を根拠に示されたのが「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP 指針)です。

Q2 . なぜ、THP への取り組みが必要なのですか？

● 「一次予防」推進の観点から

「病気にかかってから治療する」という従来の考え方に代わり、近年では予防医学への意識が高まりつつあります。予防医学の領域は、次の 3 つに分けられます。

- **一次予防** ... いわゆる健康な時期に、栄養・運動・休養など生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育等による健康増進を図り、さらに予防接種による疾病の発生予防と事故防止による傷害の発生防止をすることです。
- **二次予防** ... 不幸にして発生した疾病や傷害を検診等によって早期に発見し、さらに早期に治療や保健指導などの対策を行い、疾病や傷害の重症化を防ぐ対策のことです。
- **三次予防** ... 治療の過程において保健指導やリハビリテーション等による機能回復を図るなど、QOL(Quality of Life)に配慮することによって再発防止対策や社会復帰対策を講ずることです。

これまで「予防」というと、がんや生活習慣病、それらのリスク要因の早期発見と早期治療を目的とする「二次予防」が主流でしたが、現在はこれを「一次予防」に引き上げていこうという考え方に移行しつつあります。また、厚生労働省の推進する「21 世紀における国民健康づくり運動(健康日本 21)」においても、「一次予防」の重視を提唱しています。

THP は、労働生活の全期間を通じて進めていくもので、予防医学における「一次予防」の内容が中心となります。高齢化社会が進展するわが国において長く健康で過ごしていくためには、「一次予防」がますます重要であり、特に事業場においては THP への取り組みが必要となっていきます。

● 事業者・労働者の双方の努力が必要であることから

職場には労働者の力だけでは取り除くことができない疾病増悪要因、ストレス要因などが存在しており、健康保持増進をすすめるためには、労働者の自助努力に加えて事業者の行う健康管理の積極的推進が必要です。THP の根拠となる労働安全衛生法第 69 条でも事業者・労働者の双方の努力を求めています。

Q3 . THP 指針のどこが改正されましたか？

令和 2 年 3 月 31 日 公示第 7 号、令和 3 年 2 月 8 日 公示第 8 号改正、
令和 3 年 12 月 28 日 公示第 9 号改正

- 個々の労働者を対象とした措置と、労働者の集団を対象とした措置を組み合わせるなどの考え方が追加されました。また、健康保持増進に関心を持たない労働者への働きかけや、労働者の高齢化を見据えて若年期からの運動の習慣化を図る等の視点が盛り込まれました。
- 健康保持増進対策は、方針の表明、体制の確立、計画作成、その実施及び評価等の項目に沿って推進することとされました。
- 推進体制の確立は、事業場の実情に応じて事業場外資源等を活用して行うこととされました。また、改正前の指針における運動指導担当者、運動実践担当者、心理相談担当者、産業栄養指導担当者等のスタッフは、配置を必須とせず、養成・活用を勧める内容とされました。
- 健康保持増進のための具体的措置である、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、口腔保健指導、保健指導などは、各事業場が実態に即して実施していくこととされました。また、健康指導は、健康診断や健康測定等の結果を踏まえて必要な指導を実施するものとされました。
- 事業者と医療保険者とが連携した健康保持増進対策がより推進されるよう、コラボヘルスの推進が求められていることが追加されました。
- 健康保持増進措置の検討に当たって、安衛法に基づく健康診断の結果等を医療保険者に提供し、そのデータを医療保険者と連携して事業場内外の複数の集団間のデータと比較する等の活用が望ましいとされました。

Q4 . 事業者は、労働者の健康管理についてどこまで関与すべきですか？

- 労働安全衛生法第 3 条で、事業者は、単に労働災害(業務に起因する負傷、疾病、死亡)防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないと定めています。また、労働安全衛生法第 66 条～第 70 条の 2 では、健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の実施や、それらの結果に基づく措置等を事業者の義務として定め、THP を含む保健指導、健康教育及び健康相談等への取り組みを努力義務として定めています。これらのことから事業者は、義務、努力義務として定められたそれぞれの措置を通じて、労働者の健康確保や健康保持増進に取り組んでいく必要があります。

THP 指針についての詳細は、愛知労働局ホームページをご参照ください。
お問合せは、愛知労働局労働基準部健康課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。

